三調政連ニュース　No.06－04

（発行）令和６年 12 月６日　幹事長　中野　久生

令和７年度政策・予算に関しての要望に対する回答書

令和６年７月 25 日発出の、自由民主党三重県支部連合会宛「令和７年度国・県の政策・予算に関しての要望」に対しての回答書が届きましたので報告させていただきます。

回答につきましては別紙のとおりです。

令和６年１２月２日

友好団体・職域支部 様

自由民主党三重県支部連合会
幹事長　中嶋　年規
自由民主党三重県支部連合会
政調会長　谷川　孝栄
三重県議会自由民主党
代表　服部　富男
三重県議会草莽（自民党籍）
代表　倉本　崇弘

要望事項に対する回答について

平素より、自由民主党の活動にご尽力を賜り心から感謝申し上げます。

７月～９月に行いました自由民主党友好団体・職域支部聴き取り会の要望に対する回答が出揃いましたのでご送付申し上げます。

なお、皆様からいただいた要望のうち、重要課題については自由民主党の政策提言として１２月 19 日(木)に、一見勝之知事に直接提出し、その実現に努力するよう強く求める折衝を行います。

また、各部局に対しましても、今回答後も個別折衝を行い、要望内容が令和７年度予算に反映されるよう努めておりますので、今後とも自由民主党の活動にご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携・交通部）

要望事項	回答
1. 各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。 国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和5年度末時点（令和6年6月調査）で10％であります（全国の下から2番目、大阪府と同順位）。過去3年同じ進捗率のままです。成果に結びつけるのが困難な状況であります。三重県地籍調査状況マップを参考までに添付します。	地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化など、様々な効果が期待される大切な事業であり、県としても、全ての市町で地籍調査が推進されるよう、説明会・研修会の開催や個別の働きかけなど、市町の取組への支援を行っているところです。 国においては、インフラ整備や防災・減災対策等の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的に地籍調査を推進することとしています。 県においても、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される沿岸地域や土砂災害警戒区域、国直轄事業の予定地など、優先度が高いと考えられる地区での地籍調査の推進に注力しています。 なお、令和6年度当初予算額（令和5年度2月補正予算含む）は、前年度当初予算額（令和4年度2月補正予算含む）と比べ 45％の増となっており、予算の確保に努めています。 また、国に対して行う提言・提案活動をはじめ、県内市町で構成する三重県国土調査推進協議会が行う国への要望などを通じて、地籍調査を一層促進するため、地籍整備推進調査費補助金の補助対象地域の拡大や市町事業に対する予算額の確保が図られるよう、要望活動に積極的に取り組んでいるところです。 引き続き、国に対して、市町と連携し、地籍調査の推進に向けた要望活動に取り組むとともに、予算額の確保に努めてまいります。 また、県として、南海トラフ地震等の大規模災害時に備えた復旧・復興対策の推進や、インフラ整備の円滑化など、優先度が高いと考えられる地区に注力するとともに、新たな制度や技術の導入、既存資料の活用などにより、市町と連携しながら、更なる効率化に取り組みます。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要　望　事　項	回　　答
2. 狭あい道路解消に向けた事業の推進を要望します。 令和5年度時点で、三重県内13市町が狭あい道路整備等促進事業に取り組まれていますが、継続的に国の予算確保および事業実施行政が増えていきますよう、要望します。	狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成や、建築確認・不動産取引時のトラブル防止による建築活動の円滑化を図るため、国土交通省の補助事業として、平成21年度に「狭あい道路整備等促進事業」が創設されました。この事業では、狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査、設計、分筆、登記、用地の取得、築造、舗装などが補助対象となっています。 県では建築基準法に基づき、建築時の道路後退にかかる指導を行うとともに、セットバックによる道路拡幅を実効性のあるものとするため、事業に取り組む市町の拡大に努めています。 また、継続的な予算確保の取組として、社会資本総合整備計画へ位置付けており、令和6年度においても市町の要望額どおりの交付金が配分され、計画的な事業の執行が可能となっています。 なお、事業拡大への取組として「狭あい道路整備事業関係担当者会議」を平成21年度から毎年開催しており、事業未実施の市町へも県内での事例紹介や国の事業の周知を行っています。 今後も、適切な建築指導を行うことで、快適で安全・安心な住環境の確保に努めるとともに、当該事業に対する予算確保と事業拡大に向けた取組を継続していきます。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：地域連携・交通部）

要　望　事　項	回　　答
3．境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。 法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。	地籍調査は、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化、災害復旧の迅速化など、様々な効果が期待される大切な事業です。 地籍調査の筆界の調査に当たっては、地籍調査作業規程準則第 30 条第1項に基づき、土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人の確認を得て調査するものとされていますが、所有者等の所在が明らかであるにも関わらず、現地調査等の通知を行っても反応がないことが円滑な調査の妨げとなっています。 そのため、当該場合において、所有者等に対し、筆界案の送付により確認を求めても期限までに何ら回答がなければ、当該所有者等が筆界の確認をしたものとみなして調査を進めることができることとするよう、同規程準則の一部が改正されました。（令和6年6月 28 日施行） 県としても、この一部改正の内容については市町への情報提供に加え、県ホームページへの掲載や各県庁舎へのリーフレットの配架を通じて、地籍調査の重要性を広く周知に努めてまいります。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
4. 未登記道路解消のための処理につき、引き続き予算化を含めた取組を要望します。 境界立会時に判明することが多い未登記道路部分の処理について、測量費用や分筆登記の費用の全額とは言わないまでも、一部でも助成頂ける様要望します。	過年度未登記の解消については、平成 14 年度から積極的な処理に努めているものの、これらは発生から長期間経過していることもあり、相続問題や抵当権抹消などの処理困難な案件が多いため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力をいただきながら、順次対応しているところです。 また、境界立会時に新たに未登記が判明した場合も、処理困難な案件が少なくありませんが、現況道路になっている土地について寄付承諾を得られた場合は、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の協力もいただきながら可能な範囲で登記費用の一部を負担していきます。 今後も、厳しい財政状況のもと、限られた予算の範囲内ではありますが、未登記道路の解消に取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
5. 官公署の保有する諸資料について、早急に電子データ化され、開示請求が可能となるよう要望します。 過去の測量情報等や境界確定情報等、早急に電子データ化され、開示請求が可能となります様要望します。	平成15年3月以降の用地測量の成果品は、紙ベースに加えて電子データでも納品することとされています。それ以前の用地測量の成果品など、県が保管している膨大な紙ベースの諸資料の全てを電子データ化することは困難であると考えています。 なお、開示請求をいただく場合は、三重県情報公開条例に従って適切に開示対応させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

令和6年度　自民党友好団体等の要望聴き取り会　要望事項への回答

団体名：三重県土地家屋調査士政治連盟　　（担当部局：県土整備部）

要望事項	回答
6．嘱託登記関連の成果・請求の取り扱いについて、実施した作業の実績は請求できるよう要望します。 嘱託案件の分筆登記の際、境界杭の点検業務や杭種の確認業務等、請求可能となります様要望します。 近畿地方整備局管内と中部地方整備局管内での取り扱いに相違があり、場合によっては請求額に3倍近くの差異がある事例が生じておりますので、何卒、御配慮頂ける様、要望します。	公共嘱託登記事務については、業務委託契約（単価契約）により、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会にご協力をいただいているところです。 業務の依頼を行う際には、事前打合せにおいて、公図や現地の状況等に応じた作業内容となるよう、県と公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間で十分に協議を行い、事前に作業内容について齟齬がないよう確認を行っています。 また、本県は中部地方整備局管内に属しており、分筆登記の際の境界杭の点検業務や杭種の確認業務は事前調査業務として契約を行っています。 このように公共嘱託登記事務の業務委託については、上記の取り扱いにもとづいて支払いを行っていますので、ご理解とご協力をお願いします。